

門真市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 市の印刷物及び刊行物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として活用できると認められるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(基本的な考え方)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲載の範囲)

第4条 広告掲載は、市の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 第三者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人等の意見広告及び名刺広告

- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認させるおそれがあるもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

3 前項各号に定めるものの詳細な基準及び前項各号に定めるもの以外の広告媒体に掲載できる広告に関する基準（以下「掲載基準」という。）は、別に定める。

（広告掲載の付記事項等）

第5条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載するとともに、必要に応じ広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

（要領の制定）

第6条 市長は、広告媒体の種類及び広告の規格、掲載料、掲載位置、掲載期間、その他広告掲載を行う際に必要な事項について記載した要領を制定するものとする。

（事務分掌）

第7条 広告掲載に関する事務は、広告媒体を管理する課で行う。

（広告の募集）

第8条 広告掲載の募集は、第6条に規定する要領に基づき、原則として、市の広報紙、ホームページ等で公募することにより行うものとする。

（広告代理業者への業務の委託）

第8条の2 広告掲載を行うときは、広告媒体の種類、規格、掲載位置、掲載期間、印刷色、原稿提出方法等を定め、広告代理業を営む者（以下「広告代理業者」という。）に委託することができる。

（広告掲載の申込み）

第9条 広告掲載を希望する者又は広告代理業者（以下「掲載希望者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）により、市長に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第3条及び第4条の規定

に抵触するか否かの審査を行い、掲載の可否を決定し、広告掲載・非掲載決定通知書（様式第2号）により掲載希望者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うに当たり、掲載希望者に対し、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の掲載の可否を決定するに当たり、必要に応じ第12条第1項に規定する委員会に審査を行わせ、又は意見を求めることができる。

（広告の掲載順位等）

第11条 広告掲載に当たっては、市内に事業所等を有する掲載希望者の広告を優先する。

2 同一の広告の募集枠に複数の掲載希望者があったときは、抽選により決定するものとする。

（門真市広告審査委員会）

第12条 広告媒体に掲載する広告の可否に関する審査を行うため、門真市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、企画財政部長の職にある者とし、委員会を総括する。

4 副委員長は、企画財政部企画課長の職にある者とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

魅力発信課長、総務課長、産業振興課長、人権女性政策課長、環境政策課長、学校教育課長、社会教育課長
--

（会議）

第13条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告掲載をするそれぞれの広告媒体を所管する課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、そ

の意見又は説明を聴くことができる。

7 委員会は、第10条第3項の規定により行った審査結果の報告又は意見の具申を市長に行うものとする。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、企画財政部企画課において行う。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(契約書等)

第16条 広告掲載を決定したときは、市長及び広告掲載の決定を受けた掲載希望者(以下「広告主」という。)は、双方で契約書を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、門真市契約及び財産に関する規則(昭和39年規則第7号)第18条に基づき契約書の作成を省略できる場合は、広告主から請書を徴するものとする。

3 第1項の契約書及び前項の請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 広告掲載の内容に関する事項
- (2) 広告掲載料に関する事項
- (3) 第18条、第19条及び第21条に定める事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(広告掲載料の納付等)

第17条 広告主は、広告掲載料を市の指定する期日までに、一括で前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項により支払われた広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告掲載決定の取消し)

第18条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が市の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行

為を行ったとき。

- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
- (6) 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告の撤去等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認める場合には、広告主に対し、当該広告の撤去又は削除を求めるものとする。

- (1) 広告主が、広告の掲載期間満了後においても広告を撤去しないとき。
- (2) 前条の規定により広告掲載に係る決定を取り消された広告主が、広告を撤去しないとき。

2 前項の規定による求めがあつたにもかかわらず、広告主がそれに応じないときは、市長は当該広告を撤去又は削除するものとする。

3 前項の広告の撤去又は削除に要した経費は、広告主に求めるものとする。

(物品の受入れ)

第20条 市長は、第8条から第11条までの規定にかかわらず、掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受入れる方法によることができるものとする。

2 前項の規定による物品の受入れについては、市長がその可否を決定するものとする。

3 市長は、第1項の規定による物品の受入れをすることとした場合は、広告主と当該物品の作成及び受入れに関する書面を交換するものとする。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主は、その責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告を掲載する権利を譲渡又は転貸してはならない。

5 広告主は、第18条各号の事由による広告掲載の取消し等により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(細目)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

門真市長（氏 名） 様

（申込者）

郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

門真市広告掲載要綱第9条の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類については、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、門真市広告掲載要綱及び同基準を遵守することを誓約します。

1 掲載を希望する媒体の名称

2 掲載希望期間

3 掲載希望枠数

4 連絡先

(1) 担当部署及び担当者氏名

(2) 電話番号及びファクシミリ番号

5 添付書類

(1) 広告図面及び説明書等

・ 広告図案（イメージ、ラフスケッチ）、文面（原稿案等）、説明書等

(2) 広告主に係る資料

・ 会社概要等

様式第2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（掲載希望者）様

門真市長（氏 名）印

門真市（広 告 名） 広告掲載・非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました（広告媒体名）への広告掲載については、門真市広告掲載要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定結果

<input type="checkbox"/> 掲載します。	<ul style="list-style-type: none">・ 広告掲載料を、指定する期日までに市にお支払ください。・ 掲載期間中に、門真市広告掲載要綱並びに門真市広告掲載基準及び門真市〇〇〇要領に基づき掲載することが適当でないと判断したときは、掲載決定を取り消すことがあります。
<input type="checkbox"/> 掲載できません。	理由 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>門真市広告掲載要綱第4条第2項第 号の規定による。<input type="checkbox"/>門真市広告掲載基準第 条第 号の規定による。<input type="checkbox"/>門真市広告掲載基準第 条第 号の規定による。<input type="checkbox"/>門真市広告掲載基準第 条第 号の規定による。<input type="checkbox"/>その他

担 当 部 署	連 絡 先